

田原市週休 2 日工事实施要領（建築工事編）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、建設業の労働環境の改善に向けた意識の向上を図るため、田原市が公共建築工事積算基準等資料を用いて発注する建設工事における週休 2 日工事に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要領において「対象期間」とは、工事の始期から終期までのうち、次に掲げる期間を除く期間をいう。

- (1) 準備期間（契約上の工事の始期から本体工事又は仮設工事に着手するまでの期間をいう。）
- (2) 後片付け期間（工事の完成に際して、受注者の機器、資材、仮設物等を撤去する期間又は清掃する期間をいう。）
- (3) 夏季休業（3 日間）
- (4) 年末年始休業（6 日間）
- (5) 工場製作のみを行う期間
- (6) 工事事務等により稼働しない期間
- (7) 天災に対する突発的な対応を行う期間
- (8) その他受注者の責めに帰さない理由により休工し、又は作業を行う期間

2 この要領において「現場閉所」とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場及び現場事務所を終日閉所した状態をいう。

なお、分離発注工事の場合は、各発注工事単位で現場事務所作業を含め 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。

3 この要領において「週休 2 日工事」とは、対象期間における休日等（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に現場閉所し、就業者が休暇を取得できるよう取り組む工事をいう。

4 この要領において「月単位の週休 2 日工事」とは、対象期間における月毎の現場閉所率が 28.5 パーセント以上となる工事をいう。

（対象工事）

第 3 条 週休 2 日工事の対象は、次に掲げる工事を除く全ての工事とする。

- (1) 工程が現場条件に大きく制約される工事
- (2) 緊急を要する工事
- (3) 対象期間が 10 日以内の工事
- (4) 予定価格が田原市財務規則別表第 5 の工事又は製造の請負欄の右欄に定める金額以内の工事

（週休 2 日工事の実施方法）

第 4 条 市長は、特記仕様書に「田原市週休 2 日工事实施要領」に基づく工事である旨を明示するものとする。

- 2 受注者は、施工計画書を提出する際に、現場閉所日計画書（様式第1号）に現場閉所日の予定を記入し監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、現場閉所日の実績確認のため、毎月5日までに監督員に現場閉所日計画書に前月の現場閉所の実績を記入したものを提出し、かつ、工事記録等の現場閉所日の状況が確認できる書類を提示しなければならない。
- 4 受注者は、現場内の公衆の見やすい場所に、次に掲げる事項を記載した立札等（日本産業規格A3以上の大きさとする。）を掲示しなければならない。
 - (1) 当該工事が週休2日工事である旨
 - (2) 発注者
 - (3) 施行者
- 5 天候、地元調整その他やむを得ない理由により、休日等に作業を行う必要が生じた場合であって、次の各号のいずれにも該当するときは、当該作業を行う日（以下「振替作業日」という。）と現場閉所日を振り替えることができる。
 - (1) 振替作業日の前後6日以内に現場閉所日を変更したとき。
 - (2) 振替作業日又は振り替えた現場閉所日のいずれか早い日の前日までに、監督員に現場閉所日を報告したとき。
- 6 週休2日の確保を理由とする工期の変更は認めない。
（工事の名称）

第5条 週休2日工事として発注する工事の名称には、やむを得ない場合を除き、末尾に「（週休2日）」を追記するものとする。

（工事費の積算）

第6条 市長は、対象工事に係る工事費を算定するときは、次の各号に掲げる週休2日工事の区分に応じて、当該各号に定める補正係数を労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に乘じ、算定するものとする。

(1) 月単位の週休2日工事

ア 複合単価 1.04

イ 市場単価及び物価資料 次に定める補正係数

(ア) 新営工事及び全館無人改修

別表第1の月単位の週休2日の欄に規定する新営補正率

(イ) 執務並行改修

別表第1の月単位の週休2日の欄に規定する改修補正率

(2) 通期の週休2日工事

ア 複合単価 1.02

イ 市場単価及び物価資料 次に定める補正係数

(ア) 新営工事及び全館無人改修

別表第1の通期の週休2日の欄に規定する新営補正率

(イ) 執務並行改修

別表第1の通期の週休2日の欄に規定する改修補正率

- 2 発注時は、前項第1号に定める補正係数を乗じて積算するものとし、対象期間終了後に現場閉所の達成状況を確認した結果、月単位の週休2日工事を達成していない場合は、通期の週休2日工事に補正係数を変更するものとする。ただし、休日等の現場閉所ではその月の現場閉所率が28.5パーセントに満たない場合は、その月の休日等の合計日数以上に現場閉所を行っているときは、その月は28.5パーセント以上の現場閉所率を達成しているものとみなす。
- 3 現場閉所日を、原則として休日等としない場合においては、監督員と協議の上、前項ただし書の「休日等」を変更できるものとする。
- 4 第2項本文の場合において、対象期間における現場閉所率が28.5パーセント未満であった場合は、工事費に第1項第2号に規定する補正係数を除し、変更契約を行うものとする。

(工事成績評定)

第7条 市長は、週休2日工事の実施状況を確認し、月単位の週休2日工事を達成した場合は、田原市工事等成績評定実施要領（平成14年4月1日施行）様式第1号に定める工事成績評定表中「6. 社会性等」において1点の加点評価をするものとする。

(取組証の発行)

第8条 監督員は、前条の規定により工事成績評定において加点評価した場合は、工事目的物の引渡し後、速やかに週休2日工事取組証（様式第2号）を受注者に発行するものとする。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日より前に締結された契約については、なお従前の例による。

別表第 1（第 6 条関係）

建築系工事の市場単価及び物価資料補正係数

(1) 建築工事

工種	摘要	月単位の週休 2 日		通期の週休 2 日	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事		1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事		1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
ユニットその他	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。
 なお、記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

(2) 電気設備工事

工種	摘要	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.01
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸形用	1.01	1.06	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事）銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.02	1.02	1.01	1.01

(3) 機械設備工事

工種	摘要	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

様式第1号（第4条関係）
現場閉所日計画書

工事名：
工 期： 年 月 日～ 年 月 日

凡例 ●：休日（振替えた休日を含む）
○：天候等による現場閉所日

[illegible]

週休 2 日工事取組証

様

工事名	
工事場所	
契約締結年月日	年 月 日
請負代金額	円
工期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
完了年月日	年 月 日
本工事の業種	
現場閉所率	%

田原市の発注した上記工事について、月単位の週休 2 日工事に取り組んだことを証する。

年 月 日

田原市長